

## はままつ循環経済パートナーズ規約

### (名称)

第1条 本会は、「はままつ循環経済パートナーズ」(略称を「HAMACEP」とする。以下、「本会」と呼ぶ。)と称する。

### (用語の定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品ロス 本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品をいう。

### (目的)

第3条 本会は、循環経済に関する会員の取組みを広く周知・支援し、市民及び事業者の循環経済への理解醸成と取組みを推進することで、資源・製品の価値の最大化と同時に、資源消費の最小化、及び廃棄物の発生抑止等を目指す循環経済への移行を目的とする。

### (活動概要)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 循環経済に関する情報共有やネットワーク形成
- (2) 循環経済に関する広報活動
- (3) 循環経済に関する講演会等の開催
- (4) その他、本会の活動推進に必要となる事業

### (登録要件)

第5条 浜松市は、以下の各号のいずれにも該当する事業者等を本会会員として登録する

- (1) 次に掲げるいずれかの事業者等であること。
  - イ 浜松市内に事業所を有する事業者で、本会の目的に賛同して参加を希望し、本会に参加登録をした者。
  - ロ 前項以外の事業者、団体等で、本会の目的に賛同して参加を希望し、浜松市長が参加を認めた者。
- (2) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下、「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)でないこと。
- (3) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。)と密接な関係を有する事業者等でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている事業者等でないこと。

(登録の申込)

第6条 登録を希望する事業者等は、はままつ循環経済パートナーズ登録申込書(第1号様式)(以下、「申込書」という。)を浜松市へ提出するものとする。

- 2 前項の提出は、申請書に記載すべきこととされている事項及び必要な書類を当該提出しようとする者の使用に係る電子計算機(市の機関等が定める技術的基準に適合するものに限る。)から入力及び添付することをもってこれに代えることができる。
- 3 浜松市は、提出された申込書の内容を確認し、登録要件を満たしていると認められる場合は、登録を行う。

(登録内容の変更)

第7条 会員は、申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに、はままつ循環経済パートナーズ登録内容変更届(第2号様式)を浜松市へ提出するものとする。

- 2 前項の提出は、申請書に記載すべきこととされている事項及び必要な書類を当該提出しようとする者の使用に係る電子計算機(市の機関等が定める技術的基準に適合するものに限る。)から入力及び添付することをもってこれに代えることができる。

(登録の解除)

第8条 会員は、第4条のいずれかの要件を満たさなくなった場合には、はままつ循環経済パートナーズ登録解除届(第3号様式)を浜松市へ提出するとともに、速やかに啓発物品等を撤去するものとする。

- 2 前項の提出は、申請書に記載すべきこととされている事項及び必要な書類を当該提出しようとする者の使用に係る電子計算機(市の機関等が定める技術的基準に適合するものに限る。)から入力及び添付することをもってこれに代えることができる。
- 3 浜松市は、登録解除届が提出された場合は、速やかに市ホームページ等の掲載情報から削除するものとする。

(登録取消)

第9条 浜松市は、会員が第4条のいずれかの要件を満たされなくなった場合や、信用失墜行為を行うなど会員として適当でないと判断した場合には、会員に、はままつ循環経済パートナーズ登録取消通知書(第4号様式)を送付し、登録を取消することができる。

- 2 登録を取消された事業者等は、速やかに浜松市から交付された啓発物品等を撤去するものとする。

(部会)

第10条 本会は、目的を達成するため次の号の部会を置く。

(1) 食品ロス削減部会

- 2 部会に関することは、別表に定めるところによるものとする。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、浜松市環境部一般廃棄物対策課に置く。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 本会の設立について必要な準備手続きは、この規約の施行の日よりも前に行うことができる。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別表 食品ロス削減部会（第10条第2項関係）

目的	食品ロスの削減に取り組む事業者を登録し、事業者から排出される食品ロスを削減するとともに、本部会の取組を通じて、市民の食品ロス削減を中心とする循環経済に対する意識を醸成することを目的とする。
活動概要	(1) 市長から交付された啓発物品等を掲示する。 (2) 食品提供量の調整、お客様への特典等の付与、持ち帰り対応などの取組の実践や検討などにより、さらなる食品ロス削減に努める。 (3) 市長が実施する食品ロス削減に関する取組への協力に努める。